

●香川県告示第182号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、令和元年11月29日から施行する。

令和元年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。</p> <p>エ 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</p> <p>オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、<u>避難所で避難生活</u>をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p> 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、又は供与するもの（以下「<u>建設型応急住宅</u>」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「<u>賃貸型応急住宅</u>」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア <u>建設型応急住宅</u></p> <p>(ア) <u>建設型応急住宅</u>の設置は、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難なときは、民有地を利用するこ</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>320円</u>以内とする。</p> <p>エ 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</p> <p>オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p> 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、又は供与するもの（以下「<u>建設型仮設住宅</u>」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「<u>借上型仮設住宅</u>」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア <u>建設型仮設住宅</u></p> <p>(ア) <u>建設型仮設住宅</u>の設置は、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難なときは、民有地を利用するこ</p>

とができるものとする。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できるものとする。この場合において、建設型応急住宅の設置戸数は、被災者に供与される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与する期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 略

(1) 略

とができるものとする。

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、561万円以内とする。

(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できるものとする。この場合において、建設型仮設住宅の設置戸数は、被災者に供与される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

(ア) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与する期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所で避難生活をしている者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,900円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,400円</u> を5人世帯当たり

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,800円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,200円</u> を5人世帯当たり

						の額に加 算した額
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯						
世帯区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 の世帯
夏季 (4月1 日から9 月30日ま で)	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	略
冬季 (10月1 日から3 月31日ま で)	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	5人を超 える人数 1人につ き、 3,600円 を5人世 帯当たり の額に加 算した額

(4) 略

4・5 略

6 略

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万
円

(3) 略

						の額に加 算した額
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯						
世帯区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 の世帯
夏季 (4月1 日から9 月30日ま で)	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	略
冬季 (10月1 日から3 月31日ま で)	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	5人を超 える人数 1人につ き、 3,500円 を5人世 帯当たり の額に加 算した額

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり584,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 略

イ 略

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については215,200円以内、12歳未満の者については172,000円以内とする。

(4) 略

10 略

11 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12 略

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送

7 略

8 学用品の給与

(1)・(2) 略

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,400円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,700円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については211,300円以内、12歳未満の者については168,900円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送

費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った
1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。

(3) 略

13 略
第2 略

費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った
1世帯当たりの平均が135,400円以内とする。

(3) 略

13 略
第2 略